## 自動車事故の発生について

## 1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和3年4月22日(木)午前9時30分頃
- (2) 発生場所 世田谷区北烏山九丁目1番先路上(裏面参照)
- (3)相手方 乙
- (4)事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の工事第一課職員が運転する 軽自動車が交差点を左折しようとしたところ、左折先から自転 車が向かってくることを確認したため、一時停止した。

その際、後方を走行していた乙車両が甲車両の追い越しを試 み、甲車両は右側後方部に接触を受けた。

なお、本件事故は、事故内容から区は無過失と推定され、示 談交渉を進めた結果、5月17日に区の無過失が確定した。

(5) 損傷の程度 甲 人身 なし 物損 右後部バンパー損傷

乙 人身 なし

## 2 事後の対応

(1) 現場において、直ちに成城警察署烏山交番の警察官および相手方と現場確認を行なった。

物損 左前部バンパー・フェンダーに傷

(2) 本件事故を踏まえ改めて職員に対し、交通法規を遵守し安全運転の励行の 徹底を図った。今後も事故防止に向けて、職員への指導を継続して行ってい く。

## 事故発生状況図(北烏山九丁目1番先)





